

# 自立ヘルパー

「自立ヘルパー」は簡易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の1人暮らしの高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止することを目的としています。



家事援助とは…調理、掃除、買い物などが中心となります  
使っていない部屋の掃除、庭の草取り等ではできません

※おおむね65歳以上の独居の高齢者、高齢者のみ世帯

※介護保険による要介護者や要支援者はご利用できません。

現在はお元気でもいつか認定を受けるかも知れません。その際は、介護保険のサービスを利用することになります。

【利用料金】 1時間あたり2,290円を限度とし、その1割を負担して頂きます（1時間当たり：229円）。

利用料金は口座振替となります。

利用決定後、口座振替依頼書が届きますので記入の上、金融機関に提出してください。

【利用回数】 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）のうち週2回以内  
週2回利用…利用時間は1回あたり1時間以内  
週1回利用…利用時間は1回あたり1時間30分以内



【お休みする場合】

身延町社会福祉協議会

身延町波木井272番地1（身延福祉センター内）

電話 **0556-62-3773**

※お休みするときは、必ず連絡をしてください。

※入院などで利用が一時中断し、また利用したい時は、できるだけ早くご連絡ください。

身延町役場 福祉保健課 福祉担当  
電話 0556-20-4611

# ☆利用開始まで

日ごろの生活の様子  
などを伺います

利用を申し込む



町の職員が  
自宅訪問



町の職員から  
利用決定の連絡



町の職員が  
利用検討会議



ヘルパーと  
打ち合わせ



支援内容や利用  
日時を決めます

利用開始



利用が途絶えたら・・・

利用が3ヶ月以上途絶えてから再開する場合や、入院等著しくは体調を崩した後に再開する場合は、町の職員の訪問や、利用検討会議を再度行わなければ、再開できない場合があります。

